

# 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第1514号)

平成30年7月19日

横 情 審 答 申 第 1514号

平 成 30年 7 月 19日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

平成29年6月27日建法第92号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成29年度法務課事務分担」の開示決定に対する審査請求についての  
諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「平成29年度法務課事務分担」を特定し、開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「建設局全課及び横浜市建築審査会の所掌事務（担当職員の分担表まで含む）に関する一切の文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が行った開示等決定のうち、「平成29年度法務課事務分担」（以下「本件審査請求文書」という。）を特定して平成29年5月31日付で行った開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

## 3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が、本件開示請求に対し、本件審査請求文書を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 本件開示請求における審査請求人の請求内容は、「建設局全課及び横浜市建築審査会の所掌事務（担当職員の分担表まで含む）に関する一切の文書」であり、この請求内容のうち、「建築局建築監察部法務課（以下「法務課」という。）における担当職員の分担表」として本件審査請求文書を特定した。
- (2) また、本件審査請求文書を作成した目的は、課内における3人の担当職員及び2人の係長の業務分担を明確にするためであり、これにより各職員の担当業務が明確になることから、他に担当職員の業務分担に関する文書を作成していない。
- (3) 審査請求人は、本件審査請求文書の記載内容は開示請求の内容となっていないと主張しているが、本件審査請求文書が「法務課における担当職員の分担表」である以上、本件開示請求に係る対象行政文書として特定することに問題はないと考える。  
また、審査請求人は、「開示請求書の内容に即した内容の文書を開示せよ」とも主張するが、上記のとおり、実施機関が保有する法務課の担当職員の業務分担に関する文書は本件審査請求文書のみである。
- (4) 平成29年5月31日に実施した本件審査請求文書の開示において、審査請求人から「法務課の分担表は、他課の業務分担表に比べて、詳細に書かれておらず、記載内

容が不十分である」という趣旨の発言があった。「本件審査請求文書の記載内容は開示請求の内容となっていない」との審査請求の理由が、上記のように法務課における担当職員の分担表の記載内容が詳細に書かれていないという点に不服があるものだとすれば、それは本件審査請求文書の記載内容に対する不服であって、本件処分取消理由とはなり得ない。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 平成29年5月11日付開示請求の趣旨に添った文書を開示せよ。
- (2) 本件審査請求文書の記載内容は開示請求の内容となっていない内容の開示であるから、開示請求書の内容に即した内容の文書を開示せよ。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 法務課の事務について

法務課では、横浜市建築審査会に関する事、横浜市開発審査会に関する事、審査請求、訴訟等に係る局内の総括に関する事（市営住宅又は改良住宅の使用料等に係るものを除く。）等の事務を行っている。

##### (2) 本件審査請求文書について

ア 法務課では、課内における担当職員の業務分担を明確にするため、年度ごとに事務分担表を作成している。本件審査請求文書は、平成29年度の法務課における担当職員の事務分担表である。

実施機関は、本件審査請求文書の全部を開示している。

イ なお、審査請求人は、開示請求書に、「建設局全課及び横浜市建築審査会の所掌事務（担当職員の分担表まで含む）に関する一切の文書」と記載しており、実施機関は、本件開示請求に対して、本件処分の他に建築局及び横浜市建築審査会の所掌事務に関する文書並びに法務課以外の建築局各課及び横浜市建築審査会の担当職員の事務分担表を特定し、開示等決定を行っている。

ウ 審査請求人は、法務課の担当職員の事務分担表について、開示請求書の内容に即した内容の文書を開示するよう主張している。

このため、当審査会は、本件開示請求に対して本件審査請求文書を特定したことに誤りがないかどうか及び本件審査請求文書以外に法務課の担当職員の事務分

担当表が存在するか否かについて検討することとする。

(3) 本件審査請求文書の特定について

当審査会において本件審査請求文書を見分したところ、法務課の所掌する業務及び各業務に対応する担当者及び係長の氏が記載されていることが確認された。これは、法務課の担当職員の事務分担表であるということが出来るため、実施機関が本件審査請求文書を特定したことは首肯できる。

(4) 本件審査請求文書以外の対象行政文書の存否について

ア 実施機関は、本件審査請求文書以外に法務課の担当職員の事務分担表を作成していないと主張している。

イ 実施機関の各課等で作成する担当職員の事務分担表は、その所掌する事務に応じた当該課等に属する各職員の業務分担を明確にするために作成するものであるから、当該課等の各業務と当該業務を担当する職員がわかる程度に記載されていれば足りるものである。

ウ 横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）第8条では、法務課の事務分掌として、「(1) 横浜市建築審査会に関すること。(2) 横浜市開発審査会に関すること。(3) 審査請求、訴訟等に係る局内の総括に関すること（市営住宅又は改良住宅の使用料等に係るものを除く。）。(4) 紛争に発展するおそれのある事件（市営住宅又は改良住宅の使用料等に係るものを除く。）についての局内の総括に関すること。(5) 部内他の課の主管に属しないこと。」が規定されている。

本件審査請求文書では、これらの事務のうち例外的な事務である「(5) 部内他の課の主管に属しないこと。」を除く(1)から(4)までに掲げる事務に係る各職員の業務分担が記載されている。また、庶務、経理その他の課を運営する上で必要とされる業務についての分担も記載されている。

エ 以上のことから、本件審査請求文書は、法務課が所掌する事務の業務分担を明確にしているということが出来る。したがって、本件審査請求文書以外に法務課の担当職員の事務分担表を作成していないとの実施機関の主張は、是認できる。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し、開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年6月27日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年7月20日 (第217回第三部会) 平成29年7月25日 (第305回第一部会) 平成29年7月28日 (第319回第二部会)	・諮問の報告
平成30年3月15日 (第230回第三部会)	・審議
平成30年4月19日 (第232回第三部会)	・審議
平成30年5月10日 (第233回第三部会)	・審議
平成30年5月28日 (第234回第三部会)	・審議
平成30年6月7日 (第235回第三部会)	・審議
平成30年6月21日 (第236回第三部会)	・審議